【2020-21 過去問解きまくり！　民法Ⅱ　訂正表】2021 年 11 月 18 日現在

★が付いたものは，成年年齢引下げ等の民法改正（2022 年４月１日施行）に対応するための修正である。

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
27	表	５行目	債権者が催告を受けた時（民法 412 条 3 項）	債務者が催告を受けた時（民法 412 条 3 項）	2020/04/22 訂正
33	問題 6	肢エ ２行目	この場合，裁判所はその額を増減することができないとされている。もっとも，判例は，	もっとも，予定賠償額が高すぎる場合や低すぎる場合に，裁判所がその額を公序良俗に反し無効（民法 90 条）と判断することや増減することは否定されない。また，判例は，	2021/10/01 訂正
53	問題 11	肢ア １行目	債務不履行を理由とする解除	履行遅滞・履行不能を問わず，債務不履行を理由とする解除	2021/10/01 訂正
55	問題 12	肢１ ４行目	したがって，	ただし，	2021/10/01 訂正
81	問題 20	肢１ ３行目	①債務者への弁済を求めることもできるだけでなく，②債権者自身への直接の引渡しを求めることもできる（民法 423 条の 3）。	①債務者への支払いを求めることもできるだけでなく，②債権者自身への直接の支払いを求めることもできる（民法 423 条の 3 前段）。	2021/10/01 訂正
95	必修問題	肢５ ２行目	（民法 424 条 1 項本文，424 条の 5）	（民法 424 条 1 項本文）	2021/10/01 訂正
140	問題 39	肢４ １行目	指名債権の二重譲渡において	債権の二重譲渡において	2019/12/11 訂正
141	問題 39	肢４ １行目	指名債権の二重譲渡があった	債権の二重譲渡があった	2019/12/11 訂正
155	問題 45	肢Ｄ ４行目	（民法 486 条）	（民法 486 条１項）	2021/10/01 訂正
166	問題 48	肢ア １行目	債務が悪意による	損害賠償の債務が悪意による	2020/04/22 訂正
167	問題 48	肢ア １行目	債務が悪意による	損害賠償の債務が悪意による	2020/04/22 訂正

173	問題 51	肢イ ２行目	これは，いったん相殺適状になった以上，当事者としては当然に清算されたと考えるのが通常であり，そのような相殺についての期待および利益は保護に値するからである。しかし，本事例では，ＡのＢに対する代金債権の消滅時効（民法 166 条１項１号）が完成した時点では，ＡのＢに対する貸金債務の期限は到来しておらず，両債権は相殺適状に達していない（当事者ＡＢの清算済みとの期待は生じていない）ので，	しかし，判例は，当事者の相殺に対する期待の保護という民法 508 条の趣旨に照らし，同条が適用されるためには，**消滅時効が援用された自働債権がその消滅時効期間経過以前に受働債権と相殺適状にあったことを要し**，そのためには**同期間経過以前に，受働債権の弁済期が現実に到来していたことを要する**としている（最判平 25.2.28）。本記述では，Ａの代金債権（自働債権）の消滅時効期間経過後にＢの貸金債権（受働債権）の期限が到来しているので，	2021/10/01 訂正
173	問題 51	肢オ １行目	Ａの引渡債務も，	**債務者**は，**対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺**をもって**譲受人に対抗できる**ので（民法 469 条１項），Ａは，貸金債権の譲渡の通知（民法 467 条１項）を受けるより前に取得した譲渡人Ｂに対する代金債権による相殺をもって譲受人Ｃに対抗することができそうである。しかし，Ａの引渡債務も，	2021/10/01 訂正
211	問題 62	肢ウ ６行目	民法 448 条１項）。	民法 448 条１項）。したがって，主たる債務よりも保証債務の履行期が早く到来する旨の合意は無効である。	2021/10/01 訂正
232	必修問題	問題文 １行目	指名債権譲渡に関する	債権譲渡に関する	2019/12/11 訂正
232	必修問題	問題文 ２行目	（裁事 2003）	（裁事 2003 改題）	2019/12/11 訂正
241	問題 69	肢ウ １行目	**併存債務引受**とは，	**併存的債務引受**とは，	2021/10/01 訂正
247	問題 71	肢ウ １行目	Ｘへの債権譲渡についての通知は	Ｘへの債権譲渡についての承諾は	2020/04/22 訂正
271	問題 74	肢ア ２行目	（民法 486 条）	（民法 486 条１項）	2021/10/01 訂正
287	章末 CHECK	Ａ11 ２行目	（民法 486 条）	（民法 486 条１項）	2021/10/01 訂正

353	問題 98	肢オ ３行目	**土地賃借権を第三者に**	**賃借物である土地を第三者に**	2021/10/01 訂正
433	問題 126	肢３ ５行目	委任の終了事由とされていない。	委任の終了事由とされていない。なお，民法 653 条は**任意規定**であり，反対の特約は可能であると解されている（判例・通説）。	2021/10/01 訂正
445	問題 127	肢２ １行目	**賠償義務が軽減され，**	**注意義務が軽減され，**	2020/04/22 訂正
490	問題 143	肢２	ウ，オ	ウ	2019/12/11 訂正
493	問題 144	肢３ １行目	**慰謝料請求が認められる**	**慰謝料請求権が認められる**	2020/04/22 訂正
495	問題 145	肢オ ５行目	**法人の慰謝料請求を認めた**	**法人の損害賠償請求を認めた**	2020/04/22 訂正
516	問題 151	肢３ ５行目	**法定の監督義務者**とは，未成年者についての**親権者**（民法 820 条）**・未成年後見人**（民法 857 条），精神障害者（成年被後見人）についての**成年後見人**（民法 858 条）などである。これに対して，未成年者についての**保育園**，**幼稚園**，精神障害者についての**病院**は，**代理監督者**に当たる。	**法定の監督義務者**とは，未成年者についての**親権者**（民法 820 条）**・未成年後見人**（民法 857 条）などである。これに対して，未成年者についての**保育園**，**幼稚園**，精神障害者についての**病院**は，**代理監督者**に当たる。なお，判例は，成年後見人が負う身上配慮義務（民法 858 条）は，成年後見人に対し成年被後見人（精神障害者）の現実の介護やその行動の監督を求めるものではないから，「**成年後見人**であることだけでは**直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない**」としている（最判平 28.3.1）。	2021/11/18 訂正
576	**必修問題★**	肢３	選択肢全文	削除	2021/10/01 訂正
577	**必修問題★**	肢３	解説全文	削除（民法 737 条が削除されることにより，出題当時，○の選択肢が×の選択肢となるため）	2021/10/01 訂正
577	**必修問題★**	最終行	**正答３**	**正答なし**	2021/10/01 訂正
578	**表★**	２行目	男は 18 歳，女は 16 歳になるまで婚姻できない（731）	男女とも 18 歳になるまで婚姻できない（731。2022 年 4 月 1 日から）	2021/10/01 訂正

578	表★	６行目	未成年者の婚姻の際の父母の同意（項目全体）	削除（民法 737 条が削除されるため）	2021/10/01 訂正
579	３　婚姻の無効・取消し★	６行目	婚姻障害事由がある婚姻は，民法 737 条の場合（父母の同意を欠く未成年者の婚姻）を除き取消しの対象となります	婚姻障害事由がある婚姻は，取消しの対象となります	2021/10/01 訂正
588	問題 175★	問題文２行目	（国税・財務・労基 2016）	（国税・財務・労基 2016 改題）	2021/10/01 訂正
588	問題 175★	肢ウ	選択肢全文	削除	2021/10/01 訂正
588	問題 175★	肢４	ウ，エ	エ	2021/10/01 訂正
588	問題 175★	肢５	ウ，オ	オ	2021/10/01 訂正
589	問題 175★	肢ウ	解説全文	削除（民法 753 条が削除されることにより，出題当時，○の選択肢が×の選択肢となるため）	2021/10/01 訂正
589	問題 175★	最終行	以上より，妥当なものはウ，オであり，肢５が正解となる。	以上より，妥当なものはオであり，肢５が正解となる。	2021/10/01 訂正
594	問題 177★	肢３	選択肢全文	削除	2021/10/01 訂正
595	問題 177★	肢３	解説全文	削除（民法 737 条が削除されることにより，問題として成立しないため）	2021/10/01 訂正
602	(2) 普通養子縁組★	１行目	養親となる者は成年に達していること（民法 792 条）	養親となる者は 20 歳に達していること（民法 792 条）	2021/10/01 訂正
620	必修問題★	肢１	選択肢全文	削除	2021/10/01 訂正
620	ガイダンス★	２行目	・成年擬制後離婚しても，未成年者は再度親権に服さない	削除（成年擬制を定めた民法 753 条が削除されるため）	2021/10/01 訂正
621	必修問題★	肢１	解説全文	削除（民法 753 条が削除されることにより，問題として成立しないため）	2021/10/01 訂正
622	３　親権者★	９行目	親が未成年者である場合（婚姻により成年者と扱われる場合〔民法 753 条〕を除きます）は，	親が未成年者である場合は，	2021/10/01 訂正

630	問題 188★	問題文 ３行目	（国税・財務・労基 2015）	（国税・財務・労基 2015 改題）	2021/10/01 訂正
630	問題 188★	肢ア	選択肢全文	削除	2021/10/01 訂正
630	問題 188★	肢１	ア，ウ	ウ	2021/10/01 訂正
630	問題 188★	肢２	ア，エ	エ	2021/10/01 訂正
631	問題 188★	肢ア	解説全文	削除（民法 737 条が削除されることにより，出題当時，○の選択肢が×の選択肢となるため）	2021/10/01 訂正
631	問題 188★	最終行	以上より，妥当なものはア，エであり，肢２が正解となる。	以上より，妥当なものはエであり，肢２が正解となる。	2021/10/01 訂正
632	章末 CHECK★	Ｑ10	問題全文	削除	2021/10/01 訂正
633	章末 CHECK★	Ａ10	解説全文	削除（民法 753 条が削除されることにより，問題として成立しないため）	2021/10/01 訂正
639	必修問題	肢１ ９行目	被相続人Ａの直系卑属である子に限られており（同項本文・但書）， 被相続人の子Ａの子（孫）に限られており（同項本文。なお，肢４の解説参照）， 遺留分侵害額殺請求権は	被相続人の子Ａの子（孫）に限られており（同項本文。なお，肢４の解説参照）， 遺留分侵害額請求権は	2021/11/18 訂正 2020/12/11 訂正

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣ公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。